

第 29 回 岩内町地域公共交通活性化協議会 議事録

議 事 内 容

日 時	令和4年6月27日(月) 13:00～13:40
会 場	岩内町役場庁舎 3階 委員会室
出席者	20名(うち代理出席2名) 欠席6名 別紙出席者名簿のとおり
事務局	5名

1. 開会

〈 事務局長 〉

本日はお忙しいところ御出席を賜り、ありがとうございます。

会議開催前でございますが、本日の会議開催における委員の出欠につきまして、ご連絡いたします。

出席名簿をご覧くださいまして、A委員、B委員、C委員、D委員、E委員、F副会長が所要のため欠席との報告を受けております。

なお、I委員の代理といたしまして、J様に、また、K委員の代理といたしまして、L様にご出席いただいております。ありがとうございます。

続きまして、4月の人事異動等で協議会委員に異動がありましたので、委嘱状を交付させていただきます。

〈 会長より手交 〉

2. あいさつ

〈 事務局 〉

新年度となり、事務局にも異動がございましたので、ご紹介させていただきます。

私、事務局長の斉藤と申します。どうぞよろしくお願いたします。次に、事務局員の勝間です。次に、事務局員の村瀬です。次に、事務局員の水嶋です。

それでは、ただいまより、「第29回 岩内町地域公共交通活性化協議会」を開催します。

開会にあたりまして、会長よりご挨拶を申し上げます。

〈 会長 〉

どうも皆さんこんにちは。本日はお忙しい中、第29回の協議会にご参加くださり、心より感謝申し上げます。

まずは、この度、新たな方々8名の方に委員を委嘱させていただきました。

新たな委員の皆様方には、岩内町の地域公共交通の推進のため、少しでも地域を良くしたいという思いを持ちながら、やって頂ければありがたいと思います。

さて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が、ようやく岩内町にも落ち着きを見せておりますが、収束の見通しはたっておりません。

そんな中、原油価格や食糧品の物価高騰による、地域経済は大変厳しいものになっております。特に、バス事業者や運送業はダブルの負担ということで、大変厳しい状況だと伺っております。

そして、町のノッタラインや円山の循環タクシーにつきましても、同様に厳しいと聞いてございます。こうした中での、29回目の協議会でございます。

本日の協議会の議題としましては、フィーダー系統の5年度のご協議いただきたいと思っておりますので、皆様の忌憚のないご意見をお願いを申し上げ、簡単であります但簡単な挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

〈 事務局 〉

ありがとうございます。

ここで、議事に入る前に、配付資料の確認をさせていただきます。

まず、配席図A4 1枚もの、

続いて、出席者名簿A4 1枚もの、

次に、会議次第を表紙とした議案、こちらは9ページまでとなっております。

続いて、資料1 令和3年度 いわない循環バス「ノッタライン」利用状況A4 1枚もの、

続いて、資料2 令和3年度円山地域乗合タクシー利用状況A4 1枚もの、

続いて、資料3-1 岩内町地域公共交通活性化協議会規約の一部を改正する規約（案）A4 1枚もの、

続いて、資料3-2 岩内町地域公共交通活性化協議会規約（案）A4 両面2枚もの、

続いて、資料3-3 岩内町地域公共交通活性化協議会規約の一部改正（案）新旧対照表A4 両面2枚もの、

続いて、資料4 令和5年度岩内町地域内フィーダー系統確保維持計画（案）A4 両

面 4枚もの、A3のノッタライン、円山乗合タクシーの時刻表が1枚ついたものとなっております。

以上 9種類の資料となります

資料に不足がございましたら、お知らせ願います。

続きまして、会議次第の3からは、議長であります、会長に議事を進めていただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

3. 報告事項

〈 会長 〉

まず会議の前に、本日の出席状況ですが、全委員26名中、出席者は、代理出席を含めて20名となっており、過半数の出席がありますので、会議が成立していることをご報告させていただきます。

それでは、会議に入ります。会議次第の3の報告事項の、報告第1号、岩内町地域公共交通活性化協議会委員の変更について、報告第2号、第28回岩内町地域公共交通活性化協議会の結果について、報告第3号、令和3年度事業報告について、報告第4号、会計決算及び監査報告についての4件を一括として議題といたします。

事務局より報告願います。

〈 事務局 〉

どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、着座にて、ご説明させていただきます。

1ページをご覧ください。

報告第1号は、岩内町地域公共交通活性化協議会委員の、変更についてであります。

4月1日付けの人事異動により、協議会委員の変更があり、先ほど会長より委嘱状の交付がございましたが、改めてご紹介させていただきますので、簡単にご挨拶をお願いいたします。

計画を策定する町より、A委員ですが、所用のため、欠席となっております。

次に、道路管理者といたしまして、G委員です。

〈 G委員 〉

Gと申します。今回で2回目ということで、15年前にいたので懐かしく思っております。お手伝い出来ればと思っております、どうぞよろしくお願いいたします。

〈 事務局 〉

次に、学校関係で、H委員です。

〈 H委員 〉

どうぞよろしくお願いいたします。

〈 事務局 〉

同じく、学校関係で、I委員です。

〈 I委員（代理） 〉

本日、本人が所用のため代理で参りましたJです。Iを今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

〈 事務局 〉

同じく、学校関係で、D委員ですが、所用のため欠席となっております。
次に2ページをご覧ください。

地域住民又は利用者の代表で、E委員ですが、所用のため欠席となっております。

次に、K委員です。

〈 K委員（代理） 〉

本日、Kの方が、所用で欠席で代理出席で来ましたLと申します。岩内町の地域公共交通の活性化に貢献できるように取り組んで参りますので、どうぞよろしくお願いいたします。

〈 事務局 〉

次に、O委員です。

〈 O委員 〉

Oと申します。どうぞよろしくお願いいたします。

〈 事務局 〉

どうぞよろしくお願いいたします。

報告第1号は以上となります。

つづきまして、3ページをご覧ください。

報告第2号は、第28回 岩内町 地域公共交通 活性化協議会の結果についてであります。

第28回目となる協議会を、令和3年3月23日に、岩内町役場委員会室にて開催し、代理出席を含む、21名の委員の方に出席をしていただきました。

報告事項・議題等については、資料のとおりとなっております。

ご意見として、岩内町地域公共交通計画に登載されております、KPIの達成状況に伴う目標設定についてご意見をいただきました。

報告第2号は以上となります。

つづきまして、4ページをご覧ください。

報告第3号は、令和3年度事業報告についてであります。

①協議会の開催についてです。

令和3年度に開催した協議会は、第25回から第28回の4回であり、日時、議事内容につきましては、資料のとおりとなっております。

次に、②いわない循環バス ノッタライン運行事業についてご説明いたしますので、**資料 1**をご覧ください。

この資料は、令和3年4月から令和4年3月の利用状況をまとめたものとなっております。

(1) 乗車人員の計は、3万5千760人で、うち大人が2万5千772人、子どもが553人、障がい者の方の利用が8千786人となっております。

なお、運賃収入における端数は、運賃の入れ間違いなどが原因で生じているものであります。

次に、(2) 1便当たりの乗車人員は、各月ともに、2便の利用が最も多く、次いで3便、4便の順となっております。傾向としましては、一日のうち、9:00から12:00の便の利用が集中している状況にあります。

次に、③円山地域乗合タクシー実証運行事業についてご説明しますので、**資料 2**をご覧ください。

(1) 乗車人員の計は6千345人で、うち大人が4千871人、子どもが15人、障がい者の方の利用が1千264人となっております。

次に、(2) 1便当たりの乗車人員は、各月ともに、2便が最も利用が多くなっております。

傾向としましては、一日のうち、1便から3便に利用が集中している状況にあります。

報告第3号は以上となります。

つづきまして、5ページをご覧ください。

報告第4号は、令和3年度 会計決算及び監査報告についてであります。

岩内町地域公共交通活性化協議会財務規程第9条に基づき、令和3年度当協議会の歳入歳出決算の承認を求めるものであります。

始めに、歳入・歳出合計のみご報告いたします。

歳入の合計は、予算額 35万1千円に対し、決算額 14万9千919円。差し引き、20万1千81円の減。

歳出の合計は、予算額 35万1千円に対し、決算額 14万9千919円。差し引き、20万1千81円の減。

次に、歳出の内訳であります。1款 運営費、1項会議費、アドバイザー謝礼として予算計上しておりました6万円ですが、アドバイザーの千葉先生が所用により協議会へ出席することがかなわなかったため、支出はありませんでした。

1款 運営費、2項事務費、いわない循環バス「ノッタライン」、及び円山地域乗合タクシーの運行ルート図・時刻表の印刷代、広報いわないへの折り込み料で13万8千39円の支出。

2款 事業費、1 事業費、ノッタライン回数券に係るたら丸ポイントカード負担金で1万1千880円の支出となっております。

従いまして、歳入、歳出額は 同額の 14万9千919円であります。

次に、6ページをご覧ください。

6月3日、監事立ち会いのもと、会計監査を実施させていただいており、同日、6月3日付けで協議会会長宛に、適正かつ、正確に処理されている旨の報告書をいただいております。

以上、報告第1号～報告第4号までご説明させていただきました。

〈 会長 〉

ただいま、報告第1号から報告第4号まで、事務局より報告がありました。これらについて何かご質問等ございますか。

特にないようですので、報告第1号から報告第4号までは確認されたということで、ご異議ありませんか。

ご異議なしと認め、報告第1号から報告第4号までは、確認されました。

4. 議案

〈 会長 〉

次に、会議次第の4の議題に進みます。

議案第1号、岩内町地域公共交通活性化協議会規約の一部改正（案）について、事務局より説明願います。

〈 事務局 〉

どうぞよろしくお願いいたします。それでは、着座にて、説明させていただきます。

7ページを ご覧願います。

議案第1号は、岩内町地域公共交通活性化協議会規約の一部改正（案）について、次のとおり提案いたします。

資料3の1を ご覧願います。

資料3の1は、岩内町地域公共交通活性化協議会規約の一部を改正する規約（案）です。

資料下段の提案理由を ご覧願います。

提案理由は、道路運送法において、運賃の改正などの様々な特例措置が設けられており、本協議会規約に道路運送法の機能を設けることで、状況の変化等に柔軟に対応することが可能となることから、所要の改正をしようとするものであります。

内容の説明につきましては、新旧対照表によりご説明をいたしますので、資料3の3A4横の資料を ご覧願います。

第1条、目的は、現行の規約においては、「地域公共交通の活性化、及び再生に関する法律第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画の素案作成 および 実施に関し

必要な協議を行う」ことを目的としておりましたが、新たな規約では、「道路運送法に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要な、バス等の旅客運送の確保、その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に関し、必要な協議を行う」を追加し、道路運送法の規定を新たに追加するものであります。

次に、第3条、事業は、現行の規約において、第1号から第3号まで、交通計画の素案作成の協議など交通計画に基づく事業を協議会の事業として定めておりましたが、

第1条において、道路運送法の規定を追加したところから、新たに、第4号として、「地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様^{たいよう}および運賃・料金等に関すること」を追加し、本協議会において、道路運送法で定める運賃・料金の設定や変更、使用する車両についてなどの協議が行えるよう、新たに追加するものであります。

資料の裏面をご覧ください。

第4条、組織は、第1条、第3条において、道路運送法上の機能を追加するためには、バス・タクシー会社などの運転手が組織する団体、いわゆる『労働組合』の職員を新たに協議会の委員に追加する必要があることから、第9号として、「一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体」を新たに追加するものであります。

附則として、この規約は、公布の日から施行するとしており、本日、委員皆さまから承認が得られましたら、本日付をもって施行したいというものであります。

なお、第4条で新たに追加した委員の方につきましては、次回の協議会から委嘱の上、参加していただきたいと考えております。

以上で、議案第1号の説明を終わります。

〈 会長 〉

ただいまの、議案第1号、岩内町地域公共交通活性化協議会規約の一部改正（案）について、何かご質問等ございませんか。

〈 I 委員（代理） 〉

Jです。規約の一部改正ということなんですけれども、一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体、労働組合というように仰っていましたが、対象となる労働組合はどうなるのでしょうか。

あと、道路運送機能を設けることの、効果について教えてください。

〈 事務局 〉

私の方からご説明させていただきます。岩内町内のタクシー事業者2者に事前に確認したところ、労働組合は組織を持っていないと伺っております。バス事業者については、労働組合の組織があると伺っておりますので、協議の方を進めて委嘱するような方向で考えております。

続きまして、道路運送機能を設けて得られる効果ということなんですけれども、運賃、料金の改定の変更に関わる手続き、本協議会の承認によりまして乗車定員11人未満の車両、円山乗合タクシーにつきましては、協議会において承認が可能となります。路線の延長、停留所の追加などが承認が可能となります。

なお、この度規約の改正に至った経緯といたしましては、札幌運輸支局から、運賃等の改定を協議会内で実施するには、交通事業者の労働組合の職員を委員に追加する必要があると助言をいただいたことから、規約の改正に至った経緯がございます。

〈 会長 〉

他にございませんか。

特にないようですので、議案第1号は説明のとおり決定することでご異議ありませんか。

ご異議なしと認め、議案第1号は決定されました。

次に、議案第2号、令和4年度協議会予算（案）について、事務局より説明願います。

〈 事務局 〉

8ページをご覧ください。

議案第2号は、令和4年度協議会予算（案）についてであります。

岩内町地域公共交通活性化協議会財務規程第2条の規定に基づき、次のとおり提案いたします。

はじめに、歳入・歳出合計のみご報告いたします。

歳入の予算額合計は、町からの負担金と預金利息を合わせてまして、54万3千円となっております。

歳出の予算合計は、各科目を合わせまして54万3千円となっております。

次に歳出の内訳であります。1 款運営費、1 項会議費は、アドバイザー謝礼として、6 万円。2 項事務費は、事務局の旅費や振込手数料、ノッタラインや乗合バスのルート図・時刻表の印刷・広報折込代として、24 万 6 千円。2 款事業費、1 項事業費は、たら丸ポイントカード負担金のほか、路線バスやタクシーといった公共交通の利用に関する情報を網羅したガイドマップを作成するため、公共交通マップの制作に係る委託料として、23 万 7 千円となっております。

以上で、議案第 2 号の説明を終わります。

〈 会長 〉

ただいまの議案第 2 号、令和 4 年度協議会予算（案）について、何かご質問等ございませんか。

特にないようですので、議案第 2 号は説明のとおり決定することでご異議ありませんか。

ご異議なしと認め、議案第 2 号は決定されました。

次に、議案第 3 号、令和 5 年度岩内町地域内フィーダー系統系統確保維持計画（案）について、事務局より説明願います。

〈 事務局 〉

9 ページをご覧ください。

議案第 3 号は、令和 5 年度岩内町地域内フィーダー系統確保維持計画（案）について、提案するものであります。

この計画は、地域内フィーダー系統 確保維持 国庫補助金を受けるために計画を策定するもので、北海道運輸局に毎年提出しなければならないものとなっております。

資料 4をご覧ください。

前年度と変更する箇所を赤字で表示しており、説明については、計画の主な部分のみをご説明させていただきます。

1. 「地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性」についてです。

高齢者や障がい者等の交通弱者の通院、買い物などの町内移動や幹線交通への接続
また、住民ニーズに合った交通サービスの提供と、公共交通の利用拡大を行うことで、
住民がより安全で 安心な暮らしを実現するための持続可能な地域公共交通の確保・維持
・改善を目的、必要性としております。

次のページをご覧ください。

2. 「地域公共交通 確保維持事業の定量的な目標・効果」についてです。

(1)事業の目標については、通院や買い物など生活面での利便性の向上、
まちづくりの観点から 商店街などと連携し、地域活性化に資する 持続可能な地域公共
交通を目指すものとしております。

共通とコミュニティバスの目標につきましては、令和3年3月に策定した岩内町地域
公共交通計画内で設定した数値に合わせた目標値であり、利用者満足度は、地域公共交
通 利用者アンケートを実施し、満足度5段階のうち、満足、やや満足と回答した割合を
全体の60%以上と設定し、コミュニティバスの利用者数は、年間4万5千人以上、運賃
収支率を25%として設定しております。

次に、乗合タクシーの目標につきましては、円山地域乗合タクシーが、今年度末の令
和5年3月までを実証運行期間としていることから、目標期間を令和5年4月から9月
までの半年間とし、利用者数については 3千5百人と設定しております。

この積算根拠といたしましては、令和3年度の実績として、月平均の利用者数が529
人であり、当該月平均に6ヶ月を乗じ、アフターコロナなどの影響による、円山地域へ温
泉などの利用者増を見込み、3千5百人として設定しております。

次に、運賃収支率につきましては、令和3年度の実績として、11.64%と、令和4年度
のフィーダー系統 確保維持計画に掲げていた15%の目標値に届かなかったことから、
再度同じ目標値として定めるものであります。

次のページの、3.「2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体」から
23.「協議会メンバーの構成員」までについては、円山地域乗合タクシーの運行日、協議
会の開催状況の記載以外は、昨年度と内容の変更はありませんので、後ほど資料をご確
認ください。

なお、本計画の内容につきましては、運輸局へ提出する際に、細かな修正等が生じる
場合もございますので、あらかじめご了承願います。

以上で、議案第3号の説明は終わります。

〈 会長 〉

ただいまの議案第3号、令和5年度岩内町域内フィーダー系統系統確保維持計画（案）について、何かご質問等ございませんか。

はい、I委員。

〈 I委員（代理） 〉

質問させていただきます。3-2、目標を達成するための事業の実施主体ということなんですけれども、共通の1項目、車を所持していない、観光客等の公共交通の利用促進を図るために、ガイドマップなどを観光施設に置くということなんですけれども、今までの観光客の利用実績はしっかりと把握されているのでしょうか。

また、こういったガイドマップを作成して、各観光施設に置いてですね、実際に効果という元となる根拠というのはあるのでしょうか。

〈 会長 〉

今、I委員の方から観光客の動向、パンフレットの効果について質問がありましたので、事務局のほうから説明をお願いします。

〈 事務局 〉

まず、観光客の利用実績については、数値としての把握は出来ておりません。ガイドマップを観光施設等に設置する有効性につきましては、事務局といたしましては、円山乗合タクシーは、岩内温泉、キャンプ場ですとか、イワナイリゾート、岩内町としての重要な観光地へ足を運ぶ路線であると考えております。

車を所持していない観光客にも、有効なものとして認識を持っておりますし、今年作るガイドマップについてはノッタラインですとか、乗合タクシーのほか、路線バスの情報ですとか、町内のタクシー会社の2社の情報も掲載したいという予定でありますので、観光施設などで配布することには有効性があることと考えております。

〈 I委員（代理） 〉

こちらの、ガイドマップなんですけれども、観光客の利用に関してしっかりとした裏付けが無いと、今までの動向が分からないということでしたが、せっかくガイドマップを作成して、観光施設で置くわけですから、このガイドマップを作成するにあたっての

費用だけでは無く、人的な資源を使われると思いますので、しっかり効果があったのか、検証していただいて、次に繋げていただければと思います。

次に、2個目です。同じく共通の2項目、小中学生や高齢者などに対するコミュニティバスや乗合タクシーの乗車方法を学ぶ講習会を実施するとありますけども、先ほどの、今までの実績を見ていると、子どもの利用が伸び悩んでいるように思います。なので、こういった講習会、大変期待するところではありますが、今までの実績を教えてください。

〈 事務局 〉

まず、実績といたしましては、無い状況であります。

〈 I 委員 〉

ありがとうございます。ぜひ、小中学生、高齢者の方利用出来るように、利用促進の講習会お願いいたします。

次に、3点目お伺いいたします。円山地域乗合タクシーの事業者が未定となっておりますが、現状教えていただけますでしょうか。

〈 事務局 〉

4番のところの、岩内町円山地域乗合タクシーの事業概要の、運行事業者未定となっているところかと思えます。

フィーダー計画につきましては、令和5年度の計画に当たるんですけども、本格運行を想定したうえでの計画となっております。

現在の円山地域乗合タクシーにつきましては、令和2年6月から実証運行中でありま。運行事業者については、キングハイヤーに委託している状況です。令和5年度につきましては、本格運行を想定した記載としていまして、本格運行となった際には、運行事業者については、入札等の手続きを得て、決定する段取りとする内容となることから未定というような書き方をしております。

〈 I 委員（代理） 〉

ありがとうございます。少し計画の中から、本筋からずれてしまうかもしれないんですけども、今、倶知安ニセコ含めて、海外若しくは道外のお客様が来られていて、外

客来訪促進計画が該当なしとなっておりますが、参考までにこの計画というのはどういったものなのか、教えていただけますでしょうか。

〈 事務局 〉

こちらの、外客来訪促進計画ですが都道府県が作成する計画となっております、北海道でも「北海道外客来訪促進計画」を策定しております。

私もこちらの計画の一部を確認はしましたが、国際観光の推進に関する個別事項の転換、方向を示す計画として示すものと位置づけておりまして、北海道や市町村、観光関係団体がそれぞれの役割を担い、国際観光を総合的、計画的に推進していくための方策を明らかにする計画となります。

こちら、北海道においても計画を策定しまして、道内の自治体の促進地区を指定しております。その中に、岩内町というのは促進地区には入っておりません。

〈 I 委員（代理） 〉

ありがとうございます。

それでは、最後になるんですけども、ノッタラインの運行ルート図についてなんですけど、36番東宮園橋の周辺に関してなんですけども、我々PTA連合会の保護者の方からですね、しばしば声を聞くところが、道道岩内蘭越線の辺りなんですけども、一中に行くまでですね、岩内協会病院から下りてきた三叉路から、ずっと横断歩道が無い状態となっております。

その部分の危険性については、前から言われているところではありますが、ノッタラインがやっぱり通るということはですね、子ども達、若しくはお年寄りの、身の危険、安全のためにも大事なことなんですけども、今どのように話が進んでいるかお聞きしてよろしいでしょうか。

〈 事務局 〉

ノッタラインのルートの東宮園橋の付近の横断歩道の事だと思います。

東宮園橋付近に関しましては、実際に道路の間隔も狭く、横断歩道も無い状況でありますので、まずバス事業者、運行事業者には道路を通行する際には、細心の注意を払うようには指導しているところであります。

また、横断歩道の設置につきましては、教育委員会の方でも、通学路安全推進会議を設置しております。そこで、町ですとか、各学校、高校、PTA ですとか道路事業者も交えた会議を開催し、道道岩内洞爺線の横断歩道の要望に関しても、協議はされていると伺っております。

〈 I 委員（代理） 〉

こちらの方ですね、結構前からこういった声があるかとあるかと思います。通学路安全推進会議からも要望されていると聞いておりますけども、あまりに先に進む目処が立たないのであれば、我々地域公共交通活性化協議会としても、働きかけをして行く必要があると思いますので、以後注視していただきたいと思います。

〈 会長 〉

他に何かご質問、ご意見ございませんか。K 委員から何かございませんか。

〈 K 委員（代理） 〉

ございません。

〈 会長 〉

先ほど、計画の話とかございましたが、O 委員、付け加える事などございませんか。

〈 O 委員 〉

ございません。

〈 会長 〉

他に無いようですので、議案第3号については、これで決定することでご意義ありませんか。

ご意義無しと認め、議案第3号は決定されました。

5. その他

〈 会長 〉

次に会議次第5、その他でございますが、事務局からなにかございませんか。

〈 事務局 〉

ございません。

〈 会長 〉

せっかくの機会ですので委員の皆様から何かございませんか。

ご意見ないということですので、本日予定しておりました、議事日程はすべて終了いたしました。

以上をもちまして、岩内町地域公共交通活性化協議会を終了いたします。
本日はありがとうございました。